



各 位

2021年1月20日

会 社 名 日 本 電 子 材 料 株 式 会 社
 代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 大 久 保 和 正
 (コード番号 6855 東証第一部)
 問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 部 門 統 括 部 長 足 立 安 孝
 電 話 0 6 (6 4 8 2) 2 0 0 7

**第三者割当てによる第1回新株予約権
 (行使価額修正条項及び行使許可条項付) の行使許可に関するお知らせ**

当社は、2020年11月30日に発行いたしました第三者割当てによる第1回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）において、割当先であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社との間で締結した第三者割当て契約に基づき、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社に対し、下記のとおり本新株予約権の行使許可を行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

なお、2021年1月14日付で行使許可を行った2,000個については、全て行使が終了したことから、本行使許可を行うこととしたものです。

記

| | |
|--------------------------|---|
| (1) 新株予約権の名称 | 日本電子材料株式会社第1回新株予約権 |
| (2) 行使許可書到達日 | 2021年1月20日 |
| (3) 今回の行使許可に基づく行使許可期間 | 2021年1月21日（当日含む。）から2021年2月3日（当日含む。）までの10取引日の期間 |
| (4) 行使許可を行った本新株予約権の数 | 1,000個 |
| (5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とします。本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、本新株予約権1個当たり100株とします。 |
| (6) 本新株予約権の行使価額 | 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 |

*本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2020年11月12日公表のプレスリリース「第三者割当てによる第1回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上